

春日部市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

春日部市道路占用料徴収条例（平成17年条例第138号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	円			単位	円
道路法	(略)	(略)	(略)	道路法	(略)	(略)	(略)
施行令	幕(令第7条第4号	その面積	440	施行令	幕(令第7条第2号	その面積	440
(以下	に掲げる工事用施	1平方メ		(以下	に掲げる工事用施	1平方メ	
「令	設であるものを除	ートルに		「令	設であるものを除	ートルに	
とい	く。)	つき1月		とい	く。)	つき1月	
う。)	(略)	(略)	(略)	う。)	(略)	(略)	(略)
第7条				第7条			
第1号				第1号			
に掲げ				に掲げ			
る物件				る物件			
令第7条第4号	に掲げる	占用面積	440	令第7条第2号	に掲げる	占用面積	440
工事用施設及び同条第5		1平方メ		工事用施設及び同条第3		1平方メ	
号	に掲げる工事用材料	ートルに		号	に掲げる工事用材料	ートルに	
令第7条第6号	に掲げる	つき1月	140	令第7条第4号	に掲げる	つき1月	140
仮設建築物及び同条第7				仮設建築物及び同条第5			
号	に掲げる施設			号	に掲げる施設		

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。